

首都圏ポスティング協同組合加入規約

首都圏ポスティング協同組合
東京都品川区東五反田1丁目10番7号
電 話：03-6277-4437

首都圏ポスティング協同組合加入規約

第1条 (組合の名称)

本組合は「首都圏ポスティング協同組合」と称し、東京都品川区東五反田1丁目10番地7号に事務所を置く。

第2条 (目的)

本組合に組合員として加入する諸条件を規程するものである。

第3条 (加入条項)

1. 配布組織

加入希望会社は自社配布組織を有する法人並びに個人事業所であること。

2. 組合出資金

第4条で定める出資金を引き受けること。

3. データベース(部数表、セグメント配布に必要なデータ、禁止リスト等)構築

組合で定めるデータベースについては、担当地区で収集して、組合に提供、共同データベースの構築を図れること。

4. 共同受注の受託

共同受注の受託に関しては、下記の条項を受け入れられること。

(1) レスポンスを重要視し、受託業務の完全遂行が可能なこと。

(2) 受託業務の配布完了報告を指定フォーマットにより速やかに提出できること。

(3) 受託業務の配布事故が発生した際は、組合の規律委員会の検査を受け入れられること。

5. 組合主催の各種会合への出席義務並びに、規律委員会、営業委員会、レジデンス・ポスティング委員会のいずれかの委員会への所属義務を承諾できること。

6. 規律委員会検査委員の受け入れ

組合の共同受注に於いて、ポスティングを受託をした際、万が一にクライアントに損害を与える行為が発覚した場合、組合の検査委員会規約に基づき、検査委員の受け入れを拒まぬこと。

7. 組合内規と規定の遵守

組合内部機構の規程と協定を遵守することができること。

8. 反社会的勢力の排除

組合員は、自らまたは自らの役員(取締役、執行役、業務執行社員、監査役、理事、監事またはこれらに類する地位の役職をいう)、若しくは実質的に経営権を有する者、出資者が以下の各号のひとつも該当しないことを表明し確約する。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条2号に定義される暴力団およびその関係団体ならびにその構成員、準構成員、総会屋等の反社会的勢力(以下、総称して「反社会的勢力」という)であること、あるいは交際等何らかの関係をもっていること。

(2) 反社会的勢力に出資または融資を行う、あるいは反社会的勢力から出資または融資を受けること。

(3) 自らまたは第三者を利用して反社会的勢力と関係することを示唆して不当な要求を行い、経済的利益を要求すること。

(4) 反社会的勢力の活動を助長または運営を資することとなるおそれのあることを知りながら、

反社会的勢力または反社会的勢力の指定する者に対して何らかの取引を行い金銭、その他の経済的利益を供与すること。

(5) 反社会的勢力の威力を利用する目的または利用したことに関し、反社会的勢力に、金銭、物品その他の財産上の利益を供与すること。

(6) その他各号に準ずる行為

参考資料

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条2項

暴力団 その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。

第4条 出資金

出資金は1口10,000円とし、10口以上を納入すること。

第5条 加入後の提供事項

1. 情報の提供

(1) ポスティング業界の各種情報の提供。

(2) 組合員間の情報の提供。

2. 共同受注による業務委託事業

予め定めた地区におけるポスティングの委託を行う。

3. 組合ブランド、ロゴ

組合加入時より、組合ロゴの使用を承認する。

4. 研修会事業

経営者、組織担当者、営業担当者の研修会を開催する。

5. 共同購買

各社にて使用できる購買品を大量仕入れによる低コストでの提供（GPS、身分証等）。

6. システムの提供

組合発展のために今後開発するシステムの提供。

7. 地域の配布禁止情報の提供

8. 地域の世帯数及び地域情報の提供

9. 業務上の法律相談、アドバイス

第6条 提出書類

(1) 会社謄本

提出日3ヶ月以内のもの（コピー可）

(2) 過去2年間の決算書の控え

(3) 出資金引受書（様式1-1）

(4) 組合加入に関する会社概要書（様式1-2）

(5) 組合員加入推薦書（当該支部長並びに、同支部内組合員の推薦）（様式1-3）

(6) 検査委員会の検査受け入れ承諾書（様式1-4）

(7) 貴社会社案内（営業ツール）

第7条（余剰金還元）

余剰金に関する配当は出資金比率、並びに共同受注、共同購買の利用比率により行う事を原則とする。

第8条（付 則）

本規約条項に無い部分に関しては定款の定めに従い、特殊事例は理事会にて定める。

平成24年11月1日 施行

令和3年5月1日 改定

(様式1-1)

令和 年 月 日

首都圏ポスティング協同組合
代表理事 米山 健輔 殿

住 所 : _____

法 人 名 : _____

代表者名 : _____ 印

加入申込並びに出資金引受書

このたび貴組合の定款を承諾し、下記により貴組合に加入いたしたく申込みます。

記

1. 事業を行う場所
2. 事業の種類
3. 常時使用する配布員数 _____ 人
4. 法人たる事業者の出資金の総額又は資本金の額 _____ 円
5. 引受けようとする出資口数及び金額 _____ 口 金 _____ 円

備考：出資金は1口10,000円、10口以上の引受をお願い申し上げます。

首都圏ポスティング協同組合 御中

弊社はこの度、貴組合に加入いたしたく、下記の通り会社内容を記入し加入申請をいたしますので
よろしくお願ひ申し上げます。

社名		代表者氏名	
所在地	〒		
TEL		FAX	
E-mail		URL	http://www.
資本金	万円	社員数	人
配布員数	人		
2年度売上	万円	3年度売上	万円
代表者略歴			
ポスティング開始年月			
ポスティング実施市区町村名			
ポスティング実施地区世帯数			
配布日に関する事項			
1日の配布可能世帯数			
現在のポスティング形態 (<input type="checkbox"/> 内にレ印を付ける)	<input type="checkbox"/> 1. 固定型配布: 配布員が常に一定の地区を定期的に配布する。 <input type="checkbox"/> 2. 移動型配布: 配布員が何処へでも移動配布する。 <input type="checkbox"/> 3. 上記1. 2. の併用配布をする。		
主な取引先			
配布準備作業場の面積	m ²		
チラシ納品先住所		納品可能トラック屯数	
支店・出張所			
アウトソーシング先業者			
特に記載する事項			

組 合 加 入 推 薦 書

このたび、下記の会社を「首都圏ポストイング協同組合」へ推薦いたします。

推薦会社名		代表者氏名	
住 所	〒		
T E L		F A X	
推薦会社の配布状況コメント:			
推薦会社との取引状況:			
推薦の言葉:			

令和 年 月 日

推薦組合員名:



推薦担当者名:

(様式1-4)

令和 年 月 日

首都圏ポスティング協同組合
理事長 米山 健輔 殿

規律委員会検査委員の検査受け入れ承諾書

この度、貴組合に加入するにあたり、貴組合同規約第3条第6項により検査委員の検査の受け入りをここに承諾いたします。

尚、規律委員会規約を遵守いたします。

承諾年月日：令和 年 月 日

組合加入会社名：

代表者氏名：

⑩

住 所：

(様式1-5)

令和 年 月 日

首都圏ポスティング協同組合
代表理事 ○○○○ 殿

住 所:

法 人 名:

代表者名:

㊞

脱 退 予 告 書

このたび下記の理由により貴組合を脱退いたしたいので、定款12条の規定により予告いたします。

記

脱退の理由

以上

首都圏ポスティング協同組合
代表理事 ○○○○ 殿

住 所：

法 人 名：

代表者名：

⑩

脱退による持分払戻し請求書

このたび貴組合を脱退しましたので、持分払い戻し下さるよう定款14条の規定により請求します。

記

出資持分 金 _____ 円也

振込指定口座 : _____ 銀行 _____ 支店

口座(普通 当座) NO. _____

口座名義 : _____

賦課金

賦課金の徴収方法

イ. 賦課金の額

差等割 事業規模（配布員数）割

1級 1組合員 月額 14,000円

2級 1組合員 月額 1,000円

- ・ 1級 加入会社
- ・ 2級 加入会社が脱退届提出翌月より3月末まで

ロ. 賦課及び徴収方法

毎月20日に指定口座より自動引落し

ハ. 消費税

賦課金は、課税対象外として取り扱うので、課税仕入にはならない。